

## お問い合わせ先について

建物を建てたり、その用途を変更したりするなどの建築行為を行う際には、**建築基準法以外の法令や条例等により規制を受ける**ことがあります。また、建築基準法では建築することが可能であっても、計画次第で**他法令の規制により建築できない場合**があります。確認申請の前に次の一覧を参考として、関係法令等についても十分調査されますようお願いいたします。

担当部署名	法律等	主な内容・条件
<p>北海道 建設部 住宅局 建築指導課 建築確認係</p> <p>☎011-204-5326</p> <p>札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築基準法</p>	<p>次に該当する【建築物】に係る相談</p> <p>【建築物】・法第6条第1項第1号に該当する建築物</p> <p>・法第6条第1項第2号に該当する建築物のうち、次に該当するもの</p> <p>木造：階数3階以上、延床面積300㎡超、高さ16m超のいずれか</p> <p>木造以外：階数2以上、延床面積200㎡超のいずれか</p> <p><u>※各種申請の受付窓口は千歳市建設部建築政策課建築指導係です。</u></p>
<p>北海道石狩振興局 産業振興部 建設指導課 建築住宅係</p> <p>☎011-204-5833</p> <p>札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階</p>		<p>次に該当する【工作物】・【建築設備】に係る相談</p> <p>【工作物】・千歳市所管以外の工作物</p> <p>【建築設備】・千歳市所管以外の建築設備</p> <p><u>※各種申請の受付窓口は千歳市建設部建築政策課建築指導係です。</u></p>
<p>本庁舎3階34番窓口 建設部 建築政策課 建築指導係</p> <p>☎0123-24-0751</p>		<p>次に該当する【建築物】・【工作物】・【建築設備】に係る相談・受付</p> <p>【建築物】・法第6条第1項第2号に該当する建築物のうち、次に該当するもの</p> <p>木造：階数2階以下で延床面積300㎡以下かつ高さ16m以下</p> <p>木造以外：階数1階で延床面積200㎡以下</p> <p>・法第6条第1項第3号に該当する建築物</p> <p>【工作物】・法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物のうち次に該当するもの (ただし、上記建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)</p> <p>煙突：高さ10m以下</p> <p>広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など：高さ10m以下</p> <p>擁壁：高さ3m以下</p> <p>【建築設備】・上記法第6条第1項第2号に該当する建築物のうち、次に該当するものに付随する建築設備</p> <p>木造：階数2階以下で延床面積300㎡以下かつ高さ16m以下</p> <p>木造以外：階数1階で延床面積200㎡以下</p> <p>上記【建築物】、【工作物】、【建築設備】に関する「確認済証」や「検査済証」が交付されていることの証明書</p> <p><u>※千歳市所管以外の物件に関しては北海道石狩振興局産業振興部建設指導課建築住宅係にお問い合わせください。</u></p> <p>上記【建築物】に関する建築計画概要書の閲覧</p> <p><u>※千歳市所管以外の物件に関しては北海道石狩振興局産業振興部建設指導課建築住宅係にお問い合わせください。</u></p> <p>除却届の提出について（10㎡を超える解体をする場合）</p>

担当部署名	法律等	主な内容・条件
本庁舎 3 階 36 番窓口 <b>建設部 道路管理課 管理係</b> ☎0123-24-0394	<b>道路法</b>	市道に関すること
国土交通省 北海道開発局 <b>札幌開発建設部 千歳道路事務所</b> ☎0123-23-2191 千歳市北斗 6 丁目 13-3		国道に関すること
北海道空知総合振興局 <b>札幌建設管理部 千歳出張所</b> ☎0123-23-4191 千歳市桂木 6 丁目 1-28		道道に関すること
本庁舎 4 階 43 番窓口 <b>企画部 まちづくり推進課 開発指導係</b> ☎0123-24-0463	<b>都市計画法</b>	市街化区域内で 1,000 ㎡以上の土地に建築物又は工作物の建築 等をする場合
本庁舎 4 階 43 番窓口 <b>企画部 まちづくり推進課 都市計画係</b> ☎0123-24-0461		市街化調整区域内で建築物又は工作物の建築 等をする場合 地区計画区域内で一定の行為（建築等）に着手する場合 用途地域証明について
	<b>景観法</b>	景観計画区域内の届出等に関すること （一定規模以上の開発行為・建築物の建築、工作物の建設等をする場合）
北海道石狩振興局 産業振興部 <b>建設指導課 建築住宅係</b> ☎011-204-5833 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 6 階	<b>建設リサイクル法</b>	下記のいずれかに着手する場合、着手の 7 日前までに届出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が 80 ㎡以上の解体</li> <li>・床面積の合計が 500 ㎡以上の新築・増築工事</li> <li>・工事請負額 1 億円以上の従前・リフォーム</li> <li>・工事請負額 500 万円以上の建築物以外の工事</li> </ul>
本庁舎 3 階 34 番窓口 <b>建設部 建築政策課 建築指導係</b> ☎0123-24-0751		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>届出（変更届出）書に記載するあて先は「千歳市長」又は「北海道知事」です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造で地階を除く階数が 2 階以下、延床面積 300 ㎡以下かつ高さ 16m 以下の建築物、木造以外で平屋かつ延床面積 200 ㎡以下の建築物（建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に該当する建築物を除く）は、「千歳市長」</li> <li>・上記以外は、「北海道知事」</li> </ul> </div> <p>※届出の受付窓口は千歳市建設部建築政策課建築指導係です。</p>
消防本部 予防課 消防設備係 ☎0123-23-0420 千歳市東雲町 4 丁目 1 - 7	<b>消防法</b>	消防用設備等の設置、検査 等に関すること
本庁舎 1 階 15 番窓口 <b>農業委員会</b> ☎0123-24-0814	<b>農地法</b>	農地、採草放牧地 等に関すること 農地を農地以外に転用する場合 現況が農地ではないことの証明をする場合

担当部署名	法律等	主な内容・条件
千歳市水道局庁舎 水道局 水道サービス課 給排水係 ☎0123-23-1707	水道法	上水道関係
千歳市水道局庁舎 水道局 下水道整備課 下水道維持係 ☎0123-24-3275	下水道法	下水道関係
本庁舎 1階 16番窓口 市民環境部 環境推進室 環境課 環境保全係 ☎0123-24-0594	浄化槽法	浄化槽（設置補助金 等）に関する事 浄化槽（設置届出・保守点検・法定検査 等）に関する事
北海道エアポート株式会社 新千歳空港事業所 ☎0123-46-5141 千歳市美々987-22	航空法	進入表面・水平表面・転移表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面 等に関する事（新千歳空港）
防衛省 航空自衛隊 千歳基地 第二航空団 司令部 管理部 基地対策室 ☎0123-23-3101（代表）（内線 2214） 千歳市平和無番地		進入表面・水平表面・転移表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面 等に関する事（千歳飛行場）
環境センター 廃棄物対策課 ☎0123-23-2110 千歳市美々758-54	千歳市ごみステーション設置等に関する要領	町内会等の団体・6戸以上の共同住宅の所有者又は管理者が、ごみステーションの設置・移設・廃止を行う場合
産業振興部 産業支援室 企業振興課 企業振興係 ☎0123-42-0522 千歳市柏台南1丁目3-1 千歳アルカディア・プラザ3階	工場立地法	次の業種、かつ規模を満たす工場（特定工場）の新設、増設等の場合、届出が必要 【業種】 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所を除く。） 【規模】 敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上 または 建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の工場又は事業場 千歳市工場立地法準則条例 緑地面積率等の基準を緩和 等に関する事
埋蔵文化財センター ☎0123-24-4210 千歳市長都 42-1	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地 等に関する事 工事計画区域内に埋蔵文化財包蔵地がある場合、事前協議・届出 等に関する事

担当部署名	法律等	主な内容・条件
本庁舎 2階 24番窓口 <b>総務部 危機管理課</b> <b>防災・危機対策係</b> ☎ 0123-24-0144	水防法	ハザードマップ 等に関する事
	災害対策基本法	指定緊急避難場所 等に関する事
<b>北海道空知総合振興局</b> <b>札幌建設管理部 千歳出張所</b> ☎ 0123-23-4191 千歳市桂木 6丁目 1-28	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域 等に関する事
	砂防法	砂防指定地 等に関する事
本庁舎 1階 15番窓口 <b>農業委員会</b> ☎ 0123-24-0814	農地法	農地、採草放牧地 等に関する事 農地を農地以外に転用する場合 現況が農地ではないことの証明をする場合
<b>北海道石狩振興局 産業振興部</b> <b>建設指導課 主査(まちづくり)</b> ☎ 011-204-5833 札幌市中央区北 3条西 7丁目 道庁別館 6階	屋外広告物法	北海道屋外広告物条例に関する事 一定の基準に該当する屋外広告物を掲出する場合の許可・届出等に関する事 ※許可・届出等の受付窓口は北海道石狩振興局産業振興部建設指導課です。
本庁舎 4階 43番窓口 <b>企画部 まちづくり推進課</b> <b>都市計画係</b> ☎ 0123-24-0461	都市再生特別措置法	千歳市立地適正化計画 <u>居住誘導区域に関する届出</u> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為の場合 ・ 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上の場合 ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 <u>都市機能誘導区域に関する届出</u> ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止しようとする場合

担当部署名	法律等	主な内容・条件
北海道石狩振興局 地域創生部 地域政策課 地域政策係 ☎011-204-5815 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階	国土 利用 計 画 法	一定規模以上の土地を権利移転する場合等の届出 等に関すること ※届出等の受付窓口は、千歳市企画部まちづくり推進課開発指導係です。
本庁舎4階43番窓口 企画部 まちづくり推進課 開発指導係 ☎0123-24-0463		公 有 地 拡 大 推 進 法
環境省 北海道地方環境事務所 ☎011-299-1950 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階	自 然 公 園 法	支笏洞爺国立公園に関すること
環境省 北海道地方環境事務所 支笏洞爺国立公園管理事務所 ☎0123-25-2350 千歳市支笏湖温泉		
北海道石狩振興局 産業振興部 林務課 森林保全係 ☎011-204-5839 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階	森 林 法	地域森林計画対象民有林、保安林、施工実施協定、保安林予定森林 等に関すること
本庁舎3階36番窓口 建設部 道路管理課 管理係 ☎0123-24-0394	河 川 法	河川区域、河川保全区域 等に関すること（準用河川）
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 千歳出張所 ☎0123-23-4191 千歳市桂木6丁目1-28		河川区域、河川保全区域 等に関すること（一級河川の一部、二級河川）
国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所 ☎0123-24-1114 千歳市住吉1丁目1		河川区域、河川保全区域 等に関すること（一級河川の一部）

担当部署名	法律等	主な内容・条件
国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所 ☎0123-24-1114 千歳市住吉1丁目1	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川全般に関する事
北海道 建設部 土木局 河川砂防課 河川計画係 ☎011-204-5552 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁10階		雨水浸透阻害行為許可申請に関する事
内閣府 重要土地等調査法コールセンター ☎0570-001-125 東京都千代田区永田町1-6-1	重要土地等調査法	重要施設（防衛関係施設等）の周囲に指定される注視区域、特別注視区域 等に関する事。 特別注視区域の届出に関する事。

令和8年4月 千歳市建設部建築政策課 作成